記念館ライブラリーの使用について

【使用許可の申請】

使用の許可を受けようとする者は、薩摩藩英国留学生記念館ライブラリー使用許可申請書を薩摩藩英国留学生記念館に提出すること。（使用しようとする日の３か月前から3日前の日まで）

また、使用者は、次の事項を守らなければならない。

1. 使用目的、使用場所、利用人数等については使用開始前に記念館職員と十分に打合せを行うこと。
2. 使用者が持ち込む備品等については自己責任で扱うこと。

(３)　許可された場所以外で飲食、喫煙、火気の使用をしないこと。

(４)　入館者の秩序の維持に努めること。その場合、必要に応じて整理員を置くこと。

(５)　許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はチラシ等を配布しないこと。

(６)　販売、宣伝、陳列等の行為をする場合は、薩摩藩英国留学生記念館と事前に協議すること。

(７)　記念館ライブラリーの建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその

旨を記念館に届け出て、その指示に従うこと。

(８)　使用後は、使用前の状態に戻すこと。

(９)　前各号に掲げるもののほか記念館の職員が指示すること。

薩摩藩英国留学生記念館ライブラリー使用許可申請書

令和　　年　　月　　日

いちき串木野市長　様

申請者　住所

電話　　　　（　　　）

団体名

氏名

下記のとおり、薩摩藩英国留学生記念館ライブラリーの使用許可を申請します。

なお、使用に際しては、定められた事項を順守します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的 |  |
| 使用日時 | 令和　年　月　日（　）　　時　　分から令和　年　月　日（　）　　時　　分まで　　　　　　　　　＊原則２週間以内 |
| 附属設備 | □使用する（　　　　　　　　　　　）□使用しない |
| 特別の設備 | □する（　　　　　　　　　　　　　）□しない |
| 使用人員 | 　　　　　　　　人 |
| 備考 | 例）展示数量　　点 |